

1 ふるさと納税ワンストップ特例制度とは



よろしくっぴ！

平成27年4月1日より「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

これまでふるさと納税による寄附金控除を受ける際には、確定申告・個人住民税の申告が必要とされていましたが、この制度により寄附金控除の申請を、ふるさと納税先の市町村が代行できるようになりました。この制度を利用する場合は確定申告・個人住民税の申告を行う必要はありません。

この制度を利用できる方は下記の通りとなります

- ① 確定申告・個人住民税の申告を行う目的が寄附金控除のみであること
- ② ふるさと納税を行う寄附先の団体(都道府県・市町村)が5団体以下であること

2 申請にマイナンバー(個人番号)が必要になりました

平成28年1月1日以降の寄附からワンストップ特例の申請の際に、マイナンバー(以下、個人番号)の記載が必要になりました。また、マイナンバー法の施行により個人番号及び身元確認を行うための関係書類を提出いただくことが必要になりましたので、AからCの組み合わせのうち、一つのグループを選択いただき、関係書類を申請書とあわせて1月11日までに提出してください。

以下の組み合わせのうち一組が必要です

個人番号確認書類

A 個人番号カードのうら面
(写し)



身元確認書類

B 個人番号カードのおもて面
(写し)



C 通知カードのおもて面(写し)
または
住民票(個人番号つき)



次のうちいずれかの写しを1点

運転免許証 身体障害者手帳
旅券(パスポート)精神障害者保健福祉手帳
療育手帳 特別永住者証明書
在留カード
写真つきの身分証明書(※)



次のうちいずれかの写しを2点

健康保険の被保険者証
納税証明書
印鑑登録証明書
住民票と住民票記載事項証明書
母子健康手帳
国民年金手帳
写真なしの身分証明書(※)



(※) 官公署またはそれに類する機関によって発行されたものであれば代用可能です。
個人番号の確認方法等については、総務省ホームページ「地方税分野におけるマイナンバー利用について」をご覧ください。

マイナンバー関連情報等 出典元:総務省ホームページ「地方税分野におけるマイナンバー利用について」

URL: http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/mynumber_tax.htm71

:地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト

URL: <https://www.kojinbango-card.go.jp/mynumber/>

3 お問合せ先

知立市ふるさと応援(ふるさと納税)寄附金に関するワンストップ特例制度について

申出内容を印字してある場合で変更がある時は朱書きで訂正の上ご提出ください(要訂正印)

この申請には通知カードまたは個人番号カードに記載された個人番号(マイナンバー)が必要です

記載日を記入

令和 5 年寄附分 市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

申請書の提出後、記載した内容に相違、変更が生じた場合は1月11日までに「変更届」が必要です。寄附金控除を受ける住民税は1月1日現在の住所地で課税がされますので、変更届がなく、転居などされた場合は、ワンストップ特例の適用を受けることができなくなります。「変更届」が必要となる場合は知立市財務課までご連絡ください。

第五十五号の五様式

通知カードまたは個人番号カードに記載された12桁の個人番号(マイナンバー)を必ずご記入ください。おもて面に記載された、添付書類が必要です。

令和 5 年〇〇 月〇〇 日 知立市長 殿		整理番号 フリガナ	知立市使用欄 ちりゅう たろう	
住 所	知立市広見3丁目1番地1 レジデンスちりゅう101号室			氏 名 知立 太郎
	個人番号 1234 5467 8999	性 別 男		
	電話番号 0566-83-1111	生年月日 昭和50年1月1日		

「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例(以下「申告の特例」という。)の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項(第13項)各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金(同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。)について申告の特例の適用は受けられなくなります。

その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附を行った日を記入
(領収書の日付)寄附(ふるさと納税)を行った金額
※ 寄附をする毎に記入をして下さい

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和5年5月2日	10,000 円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である

(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

(1) 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条(第1項ただし書を除く。)の規定の適用を受ける者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の4月1日の属する年分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である

(注) 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

② ふるさと納税を行う団体が5団体以下であるか

(切り取らないでください。)

令和 3 年寄附分 市町村民税
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書

住 所	知立市広見3丁目1番地1 レジデンスちりゅう101号室	受付日付印 知立市使用欄
氏 名	知立 太郎	殿
受付団体名		知立市

正しい申請を
よろしくっ!



- ワンストップ特例申請をされた方が確定申告又は住民税申告をしてしまった場合は、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。
- ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告にて必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。
- 個人番号(マイナンバー)を必ずご記入ください(番号確認と身元確認のため添付書類が必要です)